

<滞在先での不在者投票のしかた>

森町の選挙人名簿に登録されている方で、

他市区町村に滞在している方は不在者投票制度を利用することができます。

1 不在者投票用紙等の請求

(1) 直接持参又は郵送で請求する場合

『不在者投票請求書兼宣誓書』に必要事項を記入し、森町選挙管理委員会へ送付する。

投票用紙の送付先である『滞在先又は現住所』欄はできるだけ詳しく記入してください。

(〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇アパート 〇〇号室など)

(2) オンラインで請求する場合

あらかじめ、申請フォームから、森町選挙管理委員会へオンライン請求してください。

<オンライン請求の際に準備するもの>

○マイナンバーカード（公的個人認証の電子証明書が記録されたもの）

○スマートフォン（マイナポータルアプリに対応しているもの）

申請フォームは、森町ホームページ「第 27 回参議院議員通常選挙の投開票に関するお知らせ」をご確認ください。

2 不在者投票用紙等の交付

『不在者投票請求書兼宣誓書』に記載された『滞在先又は現住所』へ、投票用紙等が郵送されます。不在者投票証明書の入った封筒は、開封せず、そのまま滞在先の最寄りの市区町村選挙管理委員会にお持ちください。（開封すると投票できません）

3 不在者投票所での投票

滞在先の不在者投票記載場所（市区役所・役場内の場合が多い。）へ、『投票用紙等が入った封筒』をそのまま持参します。滞在先の市区町村の選挙管理委員会の執務時間内にお越しください。

あなたが本人であることを不在者投票所の係員が確認し、係員の指示により投票を行います。

※これでお手続きは終了です。

4 不在者投票の送致

あなたが不在者投票を行った場所の選挙管理委員会が、森町選挙管理委員会へ投票用紙を郵送し、投票日に投票所の投票箱に投函されます。

〒437-0293

静岡県周智郡森町森2101番地の1
森町選挙管理委員会